

○ 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）

（目的）

第一条 この条例は、働きながら高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する者に対し、修学奨励金を貸与することにより、これらの者の当該定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進し、教育の機会均等の保障を図ることを目的とする。

（修学奨励金の貸与）

第二条 知事は、次の各号に該当する者のうち適当と認める者に対し、修学奨励金を無利息で貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 県内の高等学校の定時制の課程に在学する者又は卒業を目的として県内の高等学校の通信制の課程に在学する者若しくは卒業を目的として学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号第五十四条第三項の規定による文部科学大臣への届出に係る高等学校の通信制の課程に在学し、かつ、県内に住所を有する者）学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）又は通信制の課程に在学する者にあつては、その者が在学する高等学校で定めた卒業までに履修させる各教科及びこれに属する科目（以下「教科・科目」という。）並びに特別活動を四年以内で履修して卒業する計画を有すると認められる者であつて、年間十八単位以上に相当する教科・科目を履修しているもの又は当該高等学校で年間に履修すべきものと定めた教科・科目を履修しているものに限る。（）

二 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、その者を扶養親族としている者の所得（その者が独立生計を営むこと等によりその者を扶養親族としている者がいない場合にあつては、その者の所得）が知事が定める額を超えないもの。

三 経常的収入を得る職業に就いている者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第三項に規定する失業の状態にある者を含む。）

○ 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森教育委員会規則第一号）

（趣旨）

第一条 この規則は、青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）第二条第三項の規定に基づき、青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号、以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（所得の額）

第二条 条例第二条第一号の知事が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 貸与を受けようとする者を扶養親族としていない者がある場合 所得税法（昭和四十年法律第三十三号、以下「法」という。）に基づく課税対象とならない額の最高額の百九十二パーセントに相当する額

二 貸与を受けようとする者を扶養親族としていない者がない場合（第三号に該当する場合を除く。） 二百七十九万円

三 貸与を受けようとする者を扶養親族としていない者がない場合で、貸与を受けようとする者が扶養親族を有している場合 法に基づく課税対象とならない額の最高額の百九十二パーセントに相当する額

（修学奨励金の貸与申請）

第二条の二 条例第二条に規定する修学奨励金（以下「修学奨励金」という。）の貸与を受けようとする者は、貸与申請書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添え、現に在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経て教育長に提出しなければならない。

一 貸与を受けようとする者を扶養親族としていない者の所得又は貸与を受けようとする者の所得が、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えないこと若しくは超えない見込みであることを証する書類

二 経常的収入を得る職業に就いていることを証する書類

三 学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程（以下「単位制による課程」という。）又は通信制の課程に在学する者にあつては、その者が在学する高等学校で定めた卒業までに履修させる各教科及びこれに属する科目（以下「教科・科目」という。）並びに特別活動を四年以内で履修して卒業する計画を有することを証する書類（第一号の二様式）

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条第三項の規定による文部科学大臣への届出に係る高等学校の通信制の課程に在学する者にあつては、県内に住所を有する者とを証する書類

五 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けようとする者にあつては、交通機関を利用してその費用を負担していることを証する書類

（貸与の決定等）

第三条 教育長は、前条の貸与申請書を受理したときは、修学奨励金を貸与するかどうか及び貸与の額を決定し、決定通知書（第二号様式）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の決定にあつては、選考委員会の選考を経なければならない。

（契約書の取交わし）

第四条 教育長は、前条第一項の規定により貸与する旨の決定の通知をしたときは、その通知を受けた者と契約書（第三号様式）を取り交わすものとする。

○ 青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）

（貸与の額）

第三条 修学奨励金の貸与の額は、月額一万八千円以内とする。

（貸与の方法）

第四条 修学奨励金は、第二条の規定により締結した契約（以下「契約」という。）で定める月から当該契約の相手方（以下「修学生」という。）が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業する日の属する月までの間（貸与を受けた月数を通算して四年以内の期間に限る。）、毎月貸与するものとする。ただし、知事は、休業日その他特別の事情を勘案して、あらかじめ、二ヶ月分を併せて貸与することができる。

（連帯保証人）

第五条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、当該貸与に関する債務について、二人以上の連帯保証人を立てなければならない。

（契約の解除等）

第六条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、契約を解除することができる。

一 第二条に掲げる要件を欠くに至つたとき。  
二 修学奨励金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 その他修学奨励金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学奨励金の貸与を休止するものとする。ただし、第二号に該当する場合においては、前年度以前の同一学年において、修学奨励金の貸与を受けなかつた期間に相当する期間については、この限りでない。

一 休学し、停学の処分を受け、又は長期にわたつて欠席したとき。

二 定時制の課程（単位制による課程を除く。）に在学する修学生については、進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

三 単位制による課程又は通信制の課程に在学する修学生については、各年度に修得した教科・科目の単位数が、当該修学生の在学する高等学校で定めた卒業までに修得させる教科・科目の単位数を四年（休学の期間がある場合は、当該期間の属する年度に係る年数を加えた期間）以内で修得して卒業するために当該年度に修得すべき単位数に満たないと認められるとき。

3 知事は、修学生が前項第一号に該当するに至つたときは、当該修学生が、休学し、停学の処分を受け、又は長期にわたつて欠席するに至つた日の属する月の翌月分（当該日が月の初日であるときは、その日の属する月の分）から復学し、又は新たに出席した日の属する月の前月分まで修学奨励金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学奨励金があるときは、その修学奨励金は、当該修学生が復学し、又は新たに出席した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

○ 青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）

（貸与の額）

第四条の二 修学奨励金の貸与の額は、月額一万四千元とする。

2 前項の規定にかかわらず、通学のため交通機関を利用してその費用を負担することを常例とする者に係る修学奨励金の貸与の額は、次の表の上欄に掲げる当該交通機関において発行されている通学用定期乗車券の通用期間のうち六箇月を超えない範囲内で最も長い期間のもの購入に要する金額を当該期間の月数で除した金額（以下「一箇月当たりの通学費用相当額」という。）の区分に応じ、下欄に掲げる額とすることができる。

一箇月当たりの通学費用相当額	貸与の額
八千円以上	月額一万八千円
七千円以上八千円未満	月額一万七千円
六千円以上七千円未満	月額一万六千円
五千円以上六千円未満	月額一万五千円

（貸与の額の変更）

第四条の三 前条第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けている者は、貸与の額に変更すべき事実が生じたときは、貸与額変更申請書（第四号様式）に第二条の二第五号の書類を添え、校長を経て教育長に提出しなければならない。この場合において、貸与の額は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から変更するものとする。

2 教育長は、前項の貸与額変更申請書を受理したときは、貸与の額を決定し、貸与額変更決定通知書（第四号の二様式）によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定により貸与の額を変更する決定の通知をしたときは、その通知を受けた者と変更契約書（第五号様式）を取り交わすものとする。

（修学奨励金の交付）

第五条 修学奨励金は、毎月二十五日までに交付するものとする。

2 前項の規定により交付した修学奨励金が、前条の規定により変更した貸与の額を上回るときは、その差額は、変更契約書を取り交わした日以後に貸与する修学奨励金の一部とみなす。

○ 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）

（返還債務の当然免除）

第七条 修学奨励金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業した場合その他知事が定める事由に該当する場合は、修学奨励金の返還債務の全部を免除する。

（返還）

第八条 被貸与者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、当該各号に規定する事由が生じた日（第十条第一項又は第二項の規定により修学奨励金の返還債務の履行を猶予される場合にあっては、当該猶予の期間が満了した日）の属する月の翌月から起算して六月を経過した後、修学奨励金の貸与を受けた月数を通算した期間内に、修学奨励金を返還しなければならない。

- 一 契約を解除されたとき。
- 二 契約に定める修学奨励金の貸与の期間が満了したとき。
- 2 前項の返還は、月賦又は半年賦の均等払によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

（返還債務の裁量免除）

第九条 知事は、被貸与者が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学奨励金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 死亡したとき。
- 二 心身障害その他やむを得ない事由により修学奨励金の返還が困難と認められるとき。

（返還債務の履行猶予）

第十条 被貸与者が契約に定める修学奨励金の貸与の期間の満了後引き続き高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する場合は、当該在学の期間、修学奨励金の返還債務の履行を猶予する。

- 2 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間、修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができる。

- 一 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校又は大学に在学している場合（前項に該当する場合を除く。）その在学期間

- 二 災害、疾病その他やむを得ない事由が発生している場合 その事由の継続する期間（通算して五年を超えない期間に限る。）

（以下略）

○ 青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）

（返還債務の免除事由）

第六条 条例第七条の知事が定める事由に該当する場合は、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）に基づく高等学校卒業程度認定試験に合格した場合で、教育長が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業したことが同等の事由があると認めたとときとする。

（卒業の届出等）

第七条 校長は、修学奨励金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業したときは、速やかに卒業したことを証する書類を教育長に提出しなければならない。

（返還明細書の提出等）

第八条 被貸与者は、条例第八條第一項の規定により修学奨励金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して一月以内に返還明細書（第七号様式）を教育長に提出しなければならない。

（均等払による返還額）

第八条の二 条例第八條第二項に規定する均等払による返還額に一月未満の端数が生じたときは、最後の返還額に合算する。

（返還債務の免除申請）

第九条 連帯保証人は、被貸与者が死亡したため条例第九条第一号の規定により返還債務の全部又は一部の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書（第九号様式）に、死亡したことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 被貸与者は、条例第九条第二号の規定により返還債務の全部又は一部の免除を受けようとするときは、返還債務免除申請書に、心身障害その他やむを得ない事由のあることを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、第七条第二項の規定による高等学校卒業程度認定試験に合格による返還債務免除申請書及び前二項の規定による返還債務免除申請書を受理したときは、修学奨励金の返還債務を免除するかどうか及び免除する額を決定し、免除通知書（第十号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（返還債務の履行猶予申請等）

第十条 被貸与者は、条例第十条第二項の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとするときは、返還債務履行猶予申請書（第十一号様式）に、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校若しくは大学に在学していること又は災害、疾病その他やむを得ない事由が発生していることを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の返還債務履行猶予申請書を受理したときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予するかどうかを決定し、決定通知書（第十二号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 条例第十条第二項第二号の規定に該当する場合に返還債務の履行を猶予する期間は、一年以内とし、必要に応じて一年以内の期間をもつて更新することができるものとする。

（連帯保証人の変更申請）

第十一条 修学奨励金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）又は被貸与者は、連帯保証人の死亡、失せ、その他特別の事情により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（第十三号様式）を教育長に提出してその承認を受けなければならない。

（所得証明等の提出）

第十二条 修学生は、毎年三月二十日まで、次に掲げる書類を校長を経て教育長に提出しなければならない。

- 一 前年における修学生を扶養親族としている者の所得（修学生が独立生計を営むこと等により扶養親族としていない者がいない場合にあつては、修学生の所得を明らかにする書類）
- 二 経常的収入を得る職業に就いていることを証する書類
- 三 単位制による課程又は通信制の課程に在学する者にあつては、当該年度までに修得した単位数を証する書類（第十四号様式）
- 四 第四条の二第二項に規定する修学奨励金の貸与を受けている者にあつては、交通機関を利用してその費用を負担していることを証する書類

（届出）

第十三条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を校長を経て教育長に届け出なければならない。

- 一 条例第二条に掲げる貸与を受ける者としての要件を欠くに至つたとき。
- 二 修学奨励金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 三 条例第二条第一号に規定する高等学校定時制課程若しくは通信制課程に転学又は転籍したとき。
- 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき及び復学したとき。
- 五 一月以上の欠席をしようとするとき又はしたとき及び新たに出席したとき。
- 六 定時制の課程（単位制による課程を除く。）に在学する修学生が、進級できなかつたため同一学年を重ねて履修することとなつたとき及びその学年から進級したとき。
- 七 氏名又は住所を変更したとき。
- 八 連帯保証人の氏名、住所又は職業に変更があつたとき。
- 2 被貸与者は、前項第三号、第七号又は第八号に該当するときは、速やかにその旨を教育長に届け出なければならない。